

出席議員及招議員と同いである。

一 欠席議員の通りである。

欠席議員が不足招議員と同いである。

一 議会事務局の職員が欠席の通りである。

事務局長 金子国利 書記 沢正次郎 市川昭利

一 地方自治法第百六条各款の規定により、本議事作説明のため出席を求めらるるもの通りである。

町長 瀬古清蔵	助役 川澄金吉	助役 篠崎俊夫
収入 大野忠一	事務局長 貴井喜八次	事務局長 橋本多蔵
水道 高水 求	財政 森田 雄	警務 田村忠雄
民生 町田信二	衛生 古谷徳男	税務 上野重勝
土木 堀侯清吉	産業 島田 雄	

一 本日の議事日程が次の通りである。

日程第一 会期の決定について

日程第二 会派議員の署名について

日程第三 福生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例案について（議案第四号）

日程第四 福生町都市計画税条例の一部を改正する条例案について（議案第五号）

日程第五 福生町手数料条例案について（議案第六号）

日程第六 福生町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について（議案第七号）

日程第七 福生町居住税使用条例の一部を改正する条例案について（議案第八号）

日程第八 東京都府町村消防団員等災害補償組合の共同処理する事務の変更

及び東京都府町村消防団員等災害補償組合規約の変更について

（議案第九号）

日程第九 福生町長執業条例に基く自治功労者について（議案第十号）

日程第十 契約締結について（水道関係）（議案第十一号）



一 本日の会議中、次の通りである。

議事日程に同じである。

開会 九時三十分

日程十一 小中学校建設用地買収に関する協定書の同意について (議案第九号)

日程十二 新財源確保について (議案第九号)

日程十三 町道路線の認定について (議案第九号)

日程十四 町道路線の廃止について (議案第九号)

日程十五 町道路線の変更について (議案第九号)

日程十六 補助工事施行について (議案第九号)

日程十七 契約締結について (土木関係) (議案第九号)

日程十八 福生町市街計画街路中之第一号大路第一類第三号線築造事業について

(新通り街路)

(議案第九号)

日程十九 福生町が美平地区の下水道事業計画に關する陳情書 (陳情第三号) (第四号)

日程二十 町立小中学校の施設並運動場に関する陳情書 (陳情第九号)

一 本日の会議中、次の通りである。

議事日程に同じである。

開会 九時三十分

一 議長(高橋 千春) 昭和三十八年度町民回臨時会への御通知を申し上げましたところ、議員各位に所がれまされ、御叱咤し、この町民回臨時会をいざだちまされ、まことにありがとうござい、ました。

一 議長(高橋 千春) ただいまから昭和三十八年度町民回臨時会を開催いたします。出席議員は現在二十四名でございます。よう、本日の会議は成立をいたしました。ただちに本日の会議を開きます。

一 議長(高橋 千春) 日程に入り前に町長からの御挨拶を願います。

一 町長(瀬古 清蔵) はい、お叱咤し、中々本日の町民回臨時会を開催いたしました。議員諸氏の御出席をいただき、この町民回臨時会を申し上げた結果が、このとおりであります。が、慎重御審議、ただいま御決定願うた、と思っております。

一 議長(高橋 千春) 日程第一、会期の決定についてを議題にいたします。本会期については、議会運営委員会に検討願う所です。そのへん、本委員長からの御報告願います。

一 本委員長(神野 藤次郎) 御指名により、まされ、御報告申し上げます。本日の町民回臨時会

臨時会の招集に先づかちし十九日に議会運営委員会を開催し、関係事項
について原件内務等を慎重審議検討したと申し送り、又十九日議案から
十九号議案より大体即決可能なり、又請願陳情書も出たり、少
数派は二つあるものの過半数の例からいへども一日で審議すべきこと、
各委員の見解も一致いたしましたので、会期は本日一日と決定し日程は
この通りであります。以上が本日の議程でございます。以上が本日の議程
でございます。以上が本日の議程でございます。

一議長(高橋千春)会期は、三月五日に、本委員長から報告され、三月五日に、三月五日、一月間と決定したと思、本士が永に同異議あり、本士が。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一紙長(新橋千春)即裏紙と認め、その缺角一處ありしを以て

一議長高橋平春日程及び会議録署名議員の指名に付、一付、一付、一付、署名議員の指名付会議規則第九十七条の規定により議長に付、一付、一付、一付、署名議員の

一議長(高橋千春)十五番林議員十六番加藤議員
十七番筈本議員以上五名の方に於
願ふに於て可。

一 議長高橋平次 日程第三 福生町税賦課徴収条例の一部は改正する条例に關し議長
栗本八十四号を議題に供しす。市税局をレイ議案の朗読をいたしました。

一 議會事務局 (次 正次郎 朗読)

一 議長(高橋千春)理事者からの提案理由の説明を求めます。

一 助徴(課徴)後失(裁)裁才(八)多(五)福生所税賦課徴収条例の一部を改正する条例について

したが二項費税の税率を引上げると、この二つの税差に立つる地方税法の改正
 がございまして、そのために即ちレ入福生所の所得税率も改正する必要が生じ
 たので、本改正を提出申し上げた次第でございます。具体的に案を述べると、現
 明申し上げに入ると、思ふます。まず第三条のオニ号で延滞加算金を前
 条との条項に引いて説明申し上げます。現行の延滞金を納期限までに納
 めないただけの場合には、その納期限の翌日から納付の日までの日歩三厘の
 割合で利息と、つまり意味で延滞金と、そのものをいって、入金のござい、ます。さ
 らにその期間に督促状が来ると、このことになり、ますと督促状を付した
 十二日目から納付し、ただ、その日までの期間に付す利息は延滞金のほか
 現行制度では行政罰の性格をもつ、延滞加算金と、そのものを分け、日歩三
 厘に、ただ、そのわけがあります。けつとよく延滞金、延滞加算金の二本立
 ち、ただ、その納期までに納めないただけで、その利息と、つまり意味の延滞金
 が、罰則と、つまり意味の延滞加算金を、ただ、その入金の、その、すすが理論上は

二つ、イギリスもオーストラリアも英米問題として延滞金・延滞加算金の二本立てにする必要があるのだけれど、それからこのことについて今日の地方税法の改正に延滞加算金というのがなくなりオーストラリアは延滞金一本にしてからこのことをいいます。それですべてに国税についても延滞加算金というのを廃止されるかあるのです。それから、次の第十八条のことについては即説明申し上げずす。それは災害等による期限の延長についての新しい規定でございます。これはどういうことかと申しますと現行条例では災害その他を理由とする場合に市長が納税者の申請に基づきオーストラリアの期限の延長を決めることが出来るという規定を固定資産税とか町民税であるとか各税目ごとに定められ重複して言うた災害等により場合の申告期限の延長の規定を設けるお方のことでございますが改正條例に於てオーストラリアのものといふところ町の市民の方々にたいし固定資産税の方でもうたい、電気ガス税の元々もうたりと、これらを設けろのは立法技術上するべし、けれども然則一本

という郡内の各市町村にありませう。又、地方の税制は、地方自治法に規定があり、その趣旨は、地方自治の発展と地方の経済の振興にあることである。したがって、地方の税制は、地方自治法の趣旨を踏まえ、地方の財政状況や住民の負担能力等を考慮して決定されるべきものである。

また、地方の税制は、国・道の建設費や社会福祉施設等の整備等に充てられることが多く、地方の発展に大きく貢献している。したがって、地方の税制は、地方の発展のために必要不可欠なものである。

以上のように、地方の税制は、地方自治法の趣旨を踏まえ、地方の財政状況や住民の負担能力等を考慮して決定されるべきものである。したがって、地方の税制は、地方の発展のために必要不可欠なものである。

税金を納めた場合には不足率の納期前、納付報償金というものをさしあげたことに
なつてゐる。但し事務の簡素化を計るために延滞金の場合十月末迄の場合
合はるとする。税金を早く納めたい場合は納付金の報償金に
つぎを申しも同じように十月末迄の場合合はせようとする。事務の
簡素化を計る。私も地方税法の改正に基き条例の改正措置をとらざる
す。次の第九条の二、第十一条の五、関係は、おもむく民税の中
告が経たれた場合とが特殊の場合に於ける延滞金の賦課に関する規定の改
正をなさず。私は先程御説明申し上げましたのが、その人御説明申し
上げのやうなところである。私の次の第四十一条の関係は、
す。固定資産の納期限の延長に関する規定は、
いうことになり、冒頭で申し上げた通り災害等がある場合に於ける
納期限延長の規定は、第十八条の三に於ける申し上げをしたものが、
又を削除しようとするものではない。第十九条の関係は、固定資産税の納

税義務者にインの改正バツが、オレ改正事項がシムから成り立っており
レイ第一は、衆議院修正案に就載されありすように本年の四月一日から建
物の区分所有等に関する法律がバツが、オレのバツが、オレのバツが、オレの
わけバツが、オレのとおりと最近熊川の公社住居~~法~~^条のような別層バパートが新に
建てられのは国政知の通りバツあります。熊川の住居の所有権は住宅公社が
もつておりますが、貸入バパートの問題は、が所有権の問題は建築バパート
の場合に問題が生ずるバツが、オレのバツが、オレのバツが、オレのバツが、
オレのものか、オレの共用部分と申しますが、自分の買った専有部外に共用
部分があります。バツが、オレのバツが、オレのバツが、オレのバツが、
建物にインの所有権もバツが、オレのバツが、オレのバツが、オレのバツが、
バツが、~~オレ~~場合に困るバツが、オレのとおりバツが、オレのバツが、オレのバツが、
バツが、オレの場合の場合の所有権の問題は、オレのバツが、オレのバツが、
バツが、オレの場合の場合の所有権の問題は、オレのバツが、オレのバツが、
バツが、階級を、廊下と、りようば共用部分にスルーバツが、オレのバツが、
バツが、階級を、廊下と、りようば共用部分にスルーバツが、オレのバツが、

部分の床面積に算入し、共用部分の所有を定めることにより、これに反し、
のべあります。同じように、廊下や階段室を共用、専有部分の区分は、
用部分に属し、共用部分に属するものがあることにより、これに反し、
共用部分の区分は、単独所有の区分に属するものがあることにより、
共用部分に属するものが、建物の区分に属するものであることにより、
所有を法律上の区分所有と認め、これを区分所有と認めます。固定資産税を
課する場合には、共用部分に属するものは、税目として、代表者を定める納
税人も、おとほり負担するが、税目として、この区分の代表者に課税し
て、税目として、今度建物の区分等に属する法律上の区分に属する
ものの共用部分を所有し、その共用所有権全部に課税することにより、
のべあります。もう一つの固定資産税納税義務者に属するものの改正は、
天賦と認め、今回新しく不動産信託制度と認め、あります。また、
定額と認め、あります。信託会社が信託の引当を受け、した償却資産や信託

